平成２５年（フ）第１７号
青森県五所川原市みどり町５丁目３番地　県営住宅８－１－２
債務者　藤森　正義
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４０２８号
大阪府吹田市山田東１丁目24番15号、前住所大阪府吹田市樫切山21番Ｄ―914号
債務者　高橋　敏和
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９２２号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目22番７―205号
債務者　田中亜由美（旧姓戸毛）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２号
大阪府寝屋川市点野３丁目33番４号
債務者　谷口　大造
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１３号
大阪市生野区巽東２丁目８番22号　スマイルハイツ巽東204
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０８号
大阪府吹田市山田東１丁目17番６号
債務者　逆瀬　美紀（旧姓細井）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９０号
大阪府吹田市内本町１丁目22番25号
債務者　古川　　忠
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９１号
大阪府吹田市内本町１丁目22番25号
債務者　古川　瑛子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９３号
大阪市住吉区長居東４丁目19番１号　東長居第２住宅１号館301号
債務者　塚本真里子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０００号
大阪府四條畷市蔀屋本町１番３号　蔀屋マンション４－Ｄ
債務者　山内　貴男
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１３号
大阪市中央区内久宝寺町３丁目１番13号　ハイグレード谷町５Ａ
債務者　佐田　　渉
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６７号
大阪市旭区新森５丁目６番23号　錦コーポ205
債務者　石川　史歩
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５９号
大阪市城東区鴫野西４丁目５番21―504号
債務者　坂本　由希
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７４号
大阪市大正区三軒家東５丁目９番５号
債務者　大江　明美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９３号
大阪府守口市八雲東町１丁目４番７―203号
債務者　西田　すみ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９５号
大阪市住吉区我孫子西１丁目10番１―102号
債務者　澤田　優子（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２号
熊本市東区秋津１丁目１番41号　２Ｆ
債務者　下田不二美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係